

加茂市 通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保に関する取組方針

平成28年10月

加茂市教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小学校の通学路について、市教育委員会、警察、道路管理者など、関係機関等が連携を図りながら、危険箇所の把握・改善に取り組んできた。

今後さらに、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進するため、このたび「加茂市 通学路交通安全プログラム」を策定する。

2 通学路の安全対策に関する連携の強化

通学路の安全対策に係る機関等が、安全対策の取り組みの流れの認識を共有することにより、安全対策の円滑な実施を図る。

<基本的な流れ>

① 学校指定の通学路の見直し（毎年）

- ・ 各学校において必要に応じ、通学路（主に幹線となる通学路）の見直しを行い、その結果を市教委に報告する。

② 通学路の安全点検の実施

- ・ 各学校において、PTA やセーフティスタッフなどと協力して適宜通学路（児童が日常的に使用する学校指定以外の通学路を含む）の安全点検を実施する。
- ・ 学校長が必要と判断した箇所については、市教育委員会が合同で安全点検を実施する。その際、必要に応じて警察や道路管理者、自治会等に協力を求める。
- ・ 学校は安全点検の結果を取りまとめ、市教育委員会に報告する。

③ 対策必要箇所の改善要望

- ・ 市教育委員会は、学校からの報告をもとに、対策必要箇所の事業主体に対して、改善を要望する。その際、優先順位などについて協議するとともに、改善策の実施時期の把握に努め、その情報を学校と共有する。